

## 裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 令和元年5月9日（木）午後3時00分から午後5時01分まで

場 所 横浜地方裁判所裁判員候補者待機室2・3

参加者等

司会者 片山 隆夫（横浜地方裁判所第4刑事部部総括判事）

裁判官 中川 卓久（横浜地方裁判所第4刑事部判事）

検察官 鈴木 久美子（横浜地方検察庁検事）

弁護士 伊藤 武洋（神奈川県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 40代 男性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 50代 女性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 30代 女性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代 男性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 30代 男性 （以下「5番」と略記）

（記者クラブ記者 2名）

議事要旨

（司会者）

ただいまから裁判員経験者と法曹三者の意見交換会を始めます。本年は、裁判員制度10周年の年になりますが、その間、当裁判所におきましても数多くの裁判員裁判が実施されました。この会の趣旨は、法曹三者の立ち会いのもと、できるだけ多くの裁判員経験者の方から御意見や御感想を伺い、交換する機会を設けることで、今後の制度の運用の参考にさせていただくというものであります。本日は、5名の裁判員経験者に参加していただきました。お忙しい中、御協力いただきまして、誠にありがとうございます。この5名の方々は、昨年7月から12月までに判決を言い渡した事件に裁判員として関与された方であります。先ほどの趣旨を踏まえ、率直な御意見、御感想をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、本日は法曹三者にも参加していただきました。まずは、自己紹介を順番にお願いした

と思います。それではまず、中川裁判官、お願いいたします。

(裁判官)

裁判官の中川と申します。横浜地裁では昨年の4月から裁判員裁判を担当しております。本日は、皆様からの御意見や御感想をお伺いして、より良い裁判員裁判を実現させるための参考にしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

では続いて、鈴木検察官、お願いします。

(検察官)

検察官の鈴木久美子と申します。私も横浜地方裁判所で裁判員裁判を担当させていただいておりますので、今日は裁判員の皆様の生の声をお伺いできますので、いろいろ聞かせていただいて、今後の立証活動の参考にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

伊藤弁護士、よろしく申し上げます。

(弁護士)

弁護士の伊藤武洋です。横浜で弁護士14年目になります。裁判員制度10周年目ということで、制度の一番最初から携わっておりますので、弁護士の目線からの意見などを述べられれば幸いだと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

(司会者)

申し遅れましたが、本日の司会を務めさせていただきます横浜地裁第4刑事部の片山でございます。私は、平成28年4月に当庁に参りました。それまでに静岡県沼津、あるいはさいたまで裁判員裁判に携わりました。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、早速意見交換に入りたいと思います。

最初の話題として、裁判員を経験しての全般的な感想を伺いたいと思います。皆様は、裁判員に選ばれた時と実際に裁判員として職務を全うした時とでは御自身の

お気持ちに違いはあったのでしょうか。この点について伺いたします。まず、裁判員経験者1番の方が担当された事件は、住居侵入、殺人、死体遺棄ということで、被告人が被害者である姉妹の住むマンション居室に侵入した上、被害者2人の頸部をそれぞれ圧迫するなどして殺害し、その後、被害者2人の死体をそれぞれキャリアバッグに詰め込んで、別の場所に運んで遺棄したというものでしたね。

(1番)

はい。

(司会者)

1番の方、裁判員に選ばれた時と職務を全うした時とでお気持ちの違いなどについて、御感想をお話してください。

(1番)

選ばれた時の感想、思いというのは、当たっちゃったかというのが正直なところなんです。自分としては、事件の内容を見て、単純に初めは極刑なのかそうじゃないかという単純な思考でいました。終わった時にどういう感想を持ったかというのは、正直にやってみて良かったと。ニュースとか記事だけでは多分結論しか出ないんですけど、結論に至るまでの事実認定とかの過程を知ることによって、あっ、こういうふうなものを経て日々判決が出ているんだなということを感じられるようになって、今も日々出ている事件があるんですけど、これだと大変なのかなとか、若しくは多分市民感情と違うものが出たときも、多分何かそこでいろいろな理由があってこうなったんだろうなというのを自分の中では思うようになりました。なので、個人的にはやって良かったし、逆に裁判所の中でここまで丁寧なというか、論旨の追い方をするんだというのを感じて、良かったと思っています。

(司会者)

ありがとうございました。1番の方の事件は、選任手続日も含めると全部で10日間裁判所に来ていただいたようですが、長く感じられたのでしょうか。

(1番)

やる前は、長いと思いました。長いというか、経験がないので、長いのか短いのかの軸もなかったのが正直なところですよ。1日目に冒頭陳述を聞いて、当然お互いが対立している状況の中で、正直に1日目終わった後に思ったのは、これで10日で終わるんだろうかというのが正直なところですよ。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、裁判員経験者2番の方が担当された事件は窃盗、住居侵入、強盗、恐喝、殺人ということで、被告人が知人女性の首をひもで絞め付けて殺害し、その女性名義のキャッシュカードを使用してATMから現金を引き出し、別の男性に対して、その喉元に刃物を突き付けるなどして住居に侵入した上、男性から現金等を強奪したり、その男性を脅したり、借り入れさせた現金を脅し取ったりしたというものでしたね。

(2番)

はい。

(司会者)

2番の方、裁判員に選ばれた時と職務を全うされた時とでお気持ちの違いなどについて、御感想をお話してください。

(2番)

選ばれた時は、何で私がというのが正直な感想です。私は、くじにも当たったことがないし、宝くじも当たったことがないので、今回も外れるだろうという気楽な感じで来たんですけども、電光掲示板に番号があった時には、うそでしょうと思ひまして、立てなかったです。しばらくぼうっとしてしまって、ああ、これから何が始まるんだろうという、何かドキドキしたり、不安感で一杯でした。それから1週間後に裁判が始まるということで、いきなりその1週間の1日目でもう法廷に出るということがとても怖くて、傍聴したこともなくて、もうどうしていいんだろうというのが正直な感想です。法廷に入ったら、被告人がいて、傍聴人がいて、検察官がいて、テレビのそのままの形のところがありまして、私はここでどういう立

ち位置で過ごしていったらいいのかというのが正直な感想でした。その間、いろいろ被告人の話とか、検察官の話とか、弁護人の話を聞いているうちに、だんだんその事件の内容を詳しく知りたいと思うことが多々ありました。これからどうやってこの事件は、被告人がそういうふうな感じで行動に出てくるんだろうかというのがすごく知りたくもなりました。こんなことを言ってはあれなんですけど、次の法廷がすごく楽しみではないんですけども、次回はどうなるんだろうというのがすごく知りたいというのがありました。やっぱり被告人は殺人を犯したので、怖いということもあったので、ちょっと顔を見ることができない、初めの際はちょっと顔を見ることができなかったんですけども、だんだん経験を積むうちに、あっ、何かこの人うそついている、あっ、違うことを考えているなというのをだんだん表情からも分かるようになってきて、あっ、法廷ってこういうことでちゃんと裁いていくんだなということも分かって、自分が経験して、すごく世の中、司法のことが分かったような気がします。終わってみて、本当にちょっと苦しかったけれども、やって良かったなというので一杯でした。これを、さあ、誰に伝えたらいいんだろう、この経験をやってほしいというのを誰に伝えたらいいんだろうというのがすごくありまして。でも守秘義務はある、あまり公表できない、それがすごくつらかったです。私は、学校関係に勤めているので、それで子供たちにも授業で言ったんですけど、子供たちはすごく興味を持って聞いてくれて、ああ、やっぱり子供なんだけれども、こういう制度のことはちゃんと小さいうちから教育の一環としてやっていけば、やっぱり辞退する人もいなくて、やっていけるんだろうというのがすごくありました。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方は、選任手続日も含めると全部で13日間裁判所に来ていただいたようですが、最初はやっぱり長く感じたという状況でしょうか。

(2番)

いや、13日間長いなと思ったんですが、飛び飛びだったので、私は仕事の関係で、ずっと出ることはなかったので、1日仕事に行ったり、出たりという間隔で、その間考えることは多かったんですが、長いようで短いような感じでした。

(司会者)

ありがとうございました。続きまして、裁判員経験者3番の方が担当した事件は危険運転致死傷、暴行、器物損壊、強要未遂ということで、被告人が自動車を運転して高速道路を走行中、被害者家族が乗車する自動車に対して、その車の前方に車線変更して減速し、著しく接近するなどの重大な交通の危険を生じさせる速度で運転して、被害者家族が乗車する自動車が道路上で停止することを余儀なくさせ、そこに後続の大型貨物自動車を衝突させて、被害者夫婦を死亡させるなどしたほか、その間に被害者に暴行を加えた事件と、別の機会に自動車を運転中、別の被害者の自動車を停止させて、車外に出るように要求したが、未遂に終わったという事件2件、更に、別の被害者の自動車のドアを蹴って壊したというものでしたね。

(3番)

はい。

(司会者)

3番の方、裁判員に選ばれた時と職務を全うされた時とでお気持ちの違いなどについて、御感想をお話してください。

(3番)

選ばれた時は、私も非常に倍率が高いと聞いていたので、まさか自分が選ばれるとは、と思っていました。やってみたいなとは思っていたんで、選ばれたことについては良かったなと思っていたんですけれども、仕事をしながら10日間参加することになって、何も法律の知識とか持っていない中で、自分が人の命に関わった事件の判決に関わってしまうことに対する責任をちゃんと全うできるのか、そのところに自分が関わってしまっているのかという不安感で一杯だったんですけれども、あと特に私ちょっとしゃべるのが苦手なので、そういう専門家の方々と一緒にそう

いうお話とかをちゃんとうまくできるのか不安で仕方なかったんですけども、終わってみますと、非常にフランクな雰囲気の中で評議もできたので、自分が何か参加できたなという多少の達成感を感じることができました。自分はちょっと責任感が強かったりとか、普通に、ちょっと真面目に考えてしまうところがあったりするもので、あと特に事件が非常に世間にも注目されているものだったので、眠れなかったりとか、食事があまり喉を通らなかつたりしたんですけども、10日間非常に濃い評議をすることができて、終わった時には本当に安堵しました。肩の荷が下りたなという気持ちでした。じわじわと本当にやっぱり参加できて良かったなと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。今お話にもありましたけど、選任手続日も含めると全部で11日間裁判所に来ていただいたことになりますけれども、最初は長いと感じましたか。

(3番)

そうですね。最初は、二、三日で終わる裁判もある中では長い方なのかなと思いましたけれども、数か月とかというわけではなかったもので、そんなに長いとは感じませんでした。

(司会者)

ありがとうございました。裁判員経験者4番の方が担当した事件は、2番の方と同じ事件でしたよね。4番の方、裁判員に選ばれた時と職務を全うされた時とでお気持ちの違いなどについて、御感想をお話してください。

(4番)

私は60代で、もう現職をリタイアしておりますので、比較的時間があります。それでも最初に選任手続の封書をいただいた時に、面倒くさいなど、確率的には当たらないだろうなという具合に思って、女房にも、こんなの来たんだけどという話をしましたら、「すごいじゃない、やったら。」というような感じで、そうかなみ

たいな感じだったんですけど。選任手続の日にも、まさか自分は当たらないだろうと、会場に何十人もいまして。そしたら、見事当たってしまいまして、その時にはどんな事件に関わるのかということはまだ分からないわけで。全く怖いとか、自信がないも何も、全く分からない状態でした。実際に裁判が始まって、かなり難しい裁判だったわけで、1日目からいろんな専門用語が飛び交い、特にお医者さんの話とかはなかなか難しく、索条痕がどうのこうのなんていう、なかなか普段見慣れない、聞き慣れない言葉、それもかなり速いペースでどんどん、どんどん、次から次という形でいきますので。私は小説を読むのが好きで、ミステリー小説だとか、あとそういうドラマも法廷物なんか見るのが非常に好きなんですけれども、実際に自分がその法廷という場で、こんなにも狭い空間で、実際に被告人が数メートル先において、やっぱり現実ドラマなんかとは違うんだなと。そんな中で、自分が一体どう関わっていけばいいのかな、だんだん戸惑いの気持ちが強くなっていきました。ただ、思った以上にこちらが意見を言いやすかったり、裁判もスムーズに流れていたもので、1日目よりは2日目、2日目よりは3日目というように、徐々に落ちついてきまして、全部で13日間あったんですけれども、だんだんと自分が出せるようになったというか、責任というのとはにかく自分が持っている、全く素人ですから、やれる範囲でやるしかないなという気持ちでいろいろ意見を述べさせていただき、ほかの方々もかなり活発に意見を交わされていましたので、最後にやり終えた時に非常に大きな達成感が得られました。ただ、数日して、本当にあれで良かったのかな、自分はあれで本当に責任を果たせたのかなというような思いもよぎりまして、やっぱりおのずと新聞を見れば裁判関係の事件を追っていたり、それからテレビでそういう報道があれば注意して見たりとかというような形で、もう半年ぐらい過ぎているわけなんですけれども、いまだにやっぱりそういう思いというのは残っております。やって良かったなという気持ちの方が強いんですけれども、なかなか難しく貴重な体験だったなという具合に思っております。

(司会者)

ありがとうございました。それでは最後に、裁判員経験者 5 番の方が担当した事件は、3 番の方と同じ事件でしたよね。

(5 番)

はい。

(司会者)

5 番の方、裁判員に選ばれた時と職務を全うされた時とでお気持ちの違いなどについて、御感想をお話してください。

(5 番)

正直選任の時、私はこういうのをよく引いちゃうので、ああ、多分これはもう引いちゃうんじゃないのかなという思いでいたら、案の定自分の番号があって、ああ、やっぱり引いたなと思ったのが始まりでした。実際初公判、ここに来る初日の時に、最寄りの駅から階段を上って出たら、傍聴席を求めている人たちが多くて、自分が担当する裁判の社会的影響、あとメディアの人たちの多さにちょっとびっくりし、自分がこれから担当するのはすごく責任が大きいものなんだなというのを、ちょっと身が引き締まる思いで始まりまして。実際最後、10日間終わってみて、やはり人が亡くなっているというものを担当したので、自分自身、命の尊さというのと、あと弁護人の方々がおっしゃっていた罪刑法定主義という自分が知らない範囲をよく知ることができたので、10日間、始まる前と始まった後で、交通事故などの事件だったので、車に対して、自分の見方が少し変わったのが印象です。ただ、正直やっぱり終わってから、4番さんがおっしゃったように、これで良かったのかなというのが終わった後に少し残りましたが、今となっては、やっぱりあれで良かったのかなんて。思い出せば考え直されるような事件でした。

(司会者)

ありがとうございました。皆様は、最初に選任手続期日にいらっしゃるまで、何日から何日までという法廷等の日程は明らかにされていますけれども、その事件の内容は御存じないわけです。やはり最初に選任手続期日に来て、殺人だとか危険運

転致死ということで人が亡くなられた事件だと分かった時というのは、やっぱりやりたくないなという気持ちの方が大きいのでしょうか。その点はいかがですか。

(2番)

やっぱり殺人といたら、わっと思うんですけども、こういうのが裁判員裁判なのかなというのがあったので、すごく嫌とは思ったんですけども、ああ、やっぱりねというのがありました。

(司会者)

ありがとうございました。3番の方もうなずかれていましたけど、同じ気持ちですか。

(3番)

やりたくないなという気持ちは持たなかったです。裁判員に選ばれたということはすごくいいことだなとは感じていたんで。ただ、人が亡くなった事件の話を他人とするというのに少し引っ掛かるものを感じたというか、それをフラットな状況で会話しなくちゃいけないのが、遺族の方とかのことを思うと、なかなか大っぴらに話せることじゃないな、この中だけなんだなというのを感じました。だから、そういった意味では、選ばれて良かったとはあまり言えないけれども、選ばれたことについては良かったなと。人が亡くなったこととかはあまり影響を受けなかったです。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、次の話題に移らせていただきます。今回皆様が担当された事件は、いずれも裁判員の方々が選任手続日を含めて10日以上という比較的長めの期間裁判所に来られたという点で共通いたします。審理及び評議の期間が長くなったのは、被告人が全部または一部の事件について事実を争っていたからだと思います。そこで、まずお尋ねしたいのは、審理の内容は分かりやすかったですでしょうか。審理の内容の分かりやすさの基準は人それぞれだと思いますけれども、ここでは担当された事件について何が争点なのかとか、その争点に関して何でこの証人尋問を行っているのかななどを十分に御理解いただいた上で審理に立ち会

われたのでしょうか。まず、1番の方、その点、審理の内容は分かりやすかったでしょうか。

(1番)

正直に言うと、1日目、2日目はちょっと頭にはあまり入ってこなかったです。ただ、3日、4日と、事件の概要で、自分の中でも、ここは争いがない、ここは争いがあるとか、そういうのが分かってきたら、ここで言っているところの争点というのがちょっと見えるようになってきたのと、あとは評議の、要は事実認定のところまで時系列で追って、ここは認められるのか認めないのかとか、そういうところまで行った上で理解ができるようになりました。だから、1日目でちょっと事件の対立構造は分かったんですけど、じゃこれについて何を僕らはそこからやらなくちゃいけないのかというのは、即座にはその場では出てこなかったのが正直なところです。正直やむを得ないと思うんですけど、裁判官の方にうまく整理していただいて、それに対する質問に対してもきちんと答えていただいて、理解はちゃんとできました。

(司会者)

1番の方の担当された事件は、被告人が自分は犯人ではないということで争っていたわけですが、1日目の検察官や弁護人のそれぞれの冒頭陳述、いわゆるプレゼンテーションを受けた時は、ちょっと争点としてきっちり把握できたかという、後々から振り返ってみると、ちょっと十分じゃなかったという、そういう思いなんではないでしょうか。

(1番)

そうですね。180度というか、完全に対立しているので、初めに検察官の方が、かなりうまく説明されて、これに対してどう弁護人の方が言うんだらうと思ったら、結構僕の中では想定していないストーリーを持ってこられたので、あっ、そうやって考えたかとか、そういう主張してくるんだというのはちょっと正直びっくりしました。だから、その時点ではちょっと、争点というよりは、ちょっとその驚きの方

が大きかったです。

(司会者)

今1番の方がおっしゃったのは、検察官が言う事件のストーリーというのか、流れがありますよね。女性2人を殺害して、キャリーバッグで死体遺棄したという話について、そもそも被告人と被害者の方とのつながりとか、そういうような話が冒頭陳述であって、こういう事件なのかなと思っていたところに、弁護人の冒頭陳述はそれとは想定外のアナザーストーリーだったということで、どこがかみ合うのかちょっとつかみにくいという、そういう意味でよろしいのかな。

(1番)

おっしゃるとおり、全く相いれない形の主張だったんで、ここからどう持っていくのかなというのが初めに思ったことです。

(司会者)

ありがとうございました。それから、ちょっと分量も問題があるんですけども、1番の方の事件は冒頭陳述の予定時間がそれぞれ30分間の予定でしたけれども、内容とか分量的にはどうお感じになりましたか。もうこれだけ犯人性が争われていたら、やむを得ない時間だと思ったのか、ちょっと長いな、頭に入らないよというか、疲れたなとか、いろんな感想があり得ますけれども、いかがだったでしょうか。

(1番)

分量としては適切じゃないかなと。逆に、あそこであれ以上の情報をがっと思ってこられると、ちょっと頭のほうを追いつかないのかなと思います。だから、1日目としてはこれでいいのかなと僕は正直思いました。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、2番の方、まず審理の内容は分かりやすかったという御印象でしょうか。

(2番)

そうですね。概要としては、こういう流れというのはすごく分かったんですけれ

ども、1日目に法医学の先生だったかな、に言われて、すごく専門用語、今まで本当に聞いたことがない骨の名前、ここの骨が折れたとか、ここの骨はどういう骨でという、その医学的にはここの骨が折れているから、こういう絞め方したんだという説明を受けて、大体分かるんですけども、情報量があまりにも多くて、やったこともないし、見たこともないので、それがちょっと整理するのがすごく大変でした。後ろから絞めたらここの骨が折れているから、後ろから絞めたというのを、だからもう殺意があるんだとか、そういうことに結び付けるというのをすごくよく分かったような気がします。法医学は、興味を持って聞いていたんですけども、国外に逃亡して、その捕まえに行った警察官のお話があったんですけども、そのお話というのが、何で警察官に対してすごく聞いているんだ、どういうことが言いたいんだというのが私にとってはすごく分かりにくかったです。この警察官に聞いたから、あまりにも時間が経って、何十時間も連れ回されて、日本に連れて帰って、お前がやったんだろうと言って、もう疲れているから、もうやったという、その論点だと思うんですけども、それを時間を掛けてやるというのはすごく、ちょっと何か無駄というか、要らなかったんで、もうちょっと短くても良かったんじゃないかなと思います。それで、そんなことよりは、やっぱり証人尋問、法廷に被害者の方も来られていたんですけど、その知り合いの意見とかを読み上げるんですけど、やっぱりその場に来ていただいて、お顔を見てお話を聞いた方が分かりやすかったのかな、何で来ないんだというのをすごく思っていました。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方あるいは4番の方が御経験された事件では、要するに被害者の首にひもが巻かれて死亡したということは争いがなかったんですけど、殺意があるかどうかとか、それから正当防衛が成立するかというのが弁護人から主張されていたという、そういう状況ですよ。

(2番)

そうですね。

(司会者)

解剖した先生が証人尋問に立ったという中で、要するに喉の辺りの骨が折れているかどうかとか、その専門用語がまず難しいわけですよね。

(2番)

難しいというか、聞いたことがないので、これが折れたらどうなっているんだというのもあって、ちょっとそれを結び付けるのがすごく難しかったです。

(司会者)

あと、この御担当された事件というのは随分前の事件で、その間被告人が海外にいたという事情があったんですよね。

(2番)

そうですね。

(司会者)

弁護人の主張だと、捜査段階での被告人の取調べは非常に肉体的にも疲れている中で責め立てられてというストーリーがあったんで、迎えに行った警察官も証人尋問があったという概略は御理解いただいていたわけですよね。

(2番)

はい。理解していたんですけど、ちょっと長いような気がしました。ドイツまで行って、そこから寝たか寝ないかという、別に寝なくても疲れているのは疲れているんじゃないのというぐらいで、そこまで長引いて、引っ張って証言させるというのは、無駄とは言いませんけれども、ちょっと別の証人とかの方が良かったんじゃないかなと思います。

(司会者)

こう言ってはあれですけど、弁護人の主張自体にちょっと疑問があったんでしょうか。

(2番)

そうですね。こっちは無罪で争っている、検察官はもう有罪とって争っている

事件なので、もう私もおかしいなとは思ったんですけど、無罪と言うなら弁護人も仕方がないなと思いつつやっていると、それを割り切っていたと思っていました。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、2番の方と同じ事件を担当した4番の方から見まして、審理の内容は分かりやすかったですでしょうか。

(4番)

とにかくこの事件に関しては殺人、窃盗、恐喝、多岐にわたっていますので、当然説明も長くなっているのかなと。1日目で、本当にまだ気持ちが定まっていな中で、だあっと、こう出てきて、正直言って戸惑いました。こんな事件をこれからやっていくのかなと。先ほど2番の方も言われましたけど、やはり分かりにくさというのがどうしてもありました。ちょっと頭が受け入れないみたいな感じがありました。ただ、検察官の方の冒頭陳述メモですか、こちらの方はなかなか時系列を追って詳しく提示されたので、これに沿って、もしこれがなかったら全く分かんなかったらという具合に思いました。あとは、映像とかで、ところどころ現場の様子だとか何だとか、いろいろ流されましたが、そういう視覚的な部分でも大分事件がどういうものかというのが見えてきたかなという具合に思いました。また後で証人の話が出てくるんだと思うんですけど、やっぱりさっきありましたお医者さんの話というのが1日目、しょっぱなに、午後でしたかね、ありまして、かなりインパクトがありました。誰しもそうなんだろうけれども、事件の生々しい部分、その辺が一体どこまで見せられるのかなという、ちょっとそういう恐れみたいな、どちらがいいのか、私もまだちょっと迷うところなんですけど、イラスト的になったり、一部塗り潰されたようにした提示だったんで、それほど精神的苦痛は受けなかったんですけど、それでもやっぱり生のお医者さんの解剖した話とかというのが伝わってくると、やっぱり正直ちょっと生々しいなということで、1日目はやっぱりちょっときつかったかなという感じはしました。

(司会者)

ありがとうございました。4番の方は、1日目に検察官と弁護人が冒頭陳述をされるわけですが、その冒頭陳述を聞いた段階で大体の争点は頭に入ったというお気持ちでしょうか。それとも、罪名が割と多かったわけですね。殺人だけじゃなくて、被害者は女性ですが、そのほかに男性に対する恐喝だとか強盗だとかあったわけですが、それも全部冒頭陳述で語られたとすれば、なかなか頭に描くことは難しかったのでしょうか。

(4番)

正直ちょっと難しかったかなという具合に思います。ある程度難しい事件なんだろうとは思っておりましたけれども、全く殺人が故意なのか、それとも正当防衛なのか、それがやっぱり最大の争点だと思うんですけれども、それ以降のこともいろいろありますので、正直言ってなかなか頭の中が整理がつかないなという感じは受けました。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、3番の方、審理の内容は分かりやすかったですでしょうか。

(3番)

そうですね。個々の審理、検察官や弁護側の方がお話しされた内容というのはすごくよく理解できましたし、資料とかも分かりやすかったです。ただ、10日間という日程の中で、冒頭陳述とか証人尋問とかいうのも、どういう流れで構成されているのかというのは正直ちょっと、事前に審理予定表が配られていたんですけども、よく理解できないまま進んでいました。事前に裁判員に選ばれた人向けの厚い、分かりやすい冊子とかもあったんですけど、そういうのを一応一通り読んだんですけど、やっぱりなかなか初めての経験だったので、それぞれのプログラムが意味しているところというのがよく分からないまま、10日間、あっという間に過ぎてしまったかなというのが反省も一つあります。争点に関連して何でこの証人尋問を行っているかというのは、ちょっと正直弁護側の方の証人として被告人の親族の方が立

たれたんですけど、それがどちらかという被告人の利益にはならないように私は受け取ったので、どうしてその証人尋問が行われているのか、ちょっと弁護側の人があるということをやっているのかよく分からなかったりして、実際よくテレビとかでは本当に分かりやすく、弁護側の人すごい説得力を持って何か展開されているのとちょっと違かったなど。何か事前に打合せとかしないのかなとか、正直思いながら聞いていたりしました。

(司会者)

3番の方が御担当された事件では、事実の認定も問題になったんでしょうが、そもそもとして危険運転致死傷罪にいう重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転するという法律文言の解釈の問題があったかと思います。この法律論についても恐らく検察官と弁護人とで対立があったわけですけれども、冒頭陳述の中でその対立点というのがどこなのかというのは御理解いただけただけでしょうか。

(3番)

はい、分かりました。

(司会者)

ありがとうございました。この点は、裁判官からの何か補足説明みたいなのはあったんですか。

(3番)

そうですね。かみ砕いた言葉で説明して下さったので、理解はできました。

(司会者)

ありがとうございました。では、3番の方と同じ事件を担当された5番の方は、審理の内容は分かりやすかったですでしょうか。

(5番)

今回その担当する裁判の初日に関して思ったのは、正直この裁判は危険運転致死傷について争うだけなのかなというのが僕の最初の抱いた気持ちで入ったんですけど、実際に来て知ったのが、4つの事件も絡んでいるという。じゃ危険運転致死傷

以外のことも、争点になるのというのが、正直言ってありました。じゃどういう順番でやっていくのかなというのを頭の中に抱きながら、そしたら裁判所の方で用意してくれた審理予定表があって、ああ、こういう順番でやっていくんだというふうに頭の中では理解しつつも、実際その日程で流れていくことに正直言って切替えができなかったというのがやっぱり本音ですね。最初の方で危険運転致死傷をやって、その途中で強要未遂とかに変わって、その時に危険運転致死傷まで争った争点が自分の中で思い出せなかったりしていたというのは正直なところはあります。あと、検察官とかがおっしゃっていた危険運転致死傷、メモとかで分かりやすく説明してくださったのが僕の中では有り難かったですし、また弁護人の方の冒頭陳述で罪刑法定主義という言葉をおっしゃっていて、実際日本の法律でのこととかも、あっ、こういうのもあるんだというのを知って、冒頭陳述をする前の自分では、もうこれ危険運転、偏見で思っちゃうと、犯罪じゃないのというのを思っていたんですけど、その終わってから、ああ、これって正直言うと難しいんだなというのをすごく抱くようになったのがその1日目の感想です。

(司会者)

ありがとうございました。そうしますと、5番の方も3番の方と同様に、法律論の解釈の争いというものは、検察官と弁護人の御主張を聞いて、大体理解できた。

(5番)

そうですね。結局メインと言っちゃいけないのかもしれませんが、危険運転致死傷で、何を争点にしているのかと、その因果関係であったりとか、また裁判官の方が最初の方で予備的訴因のことについても教えてくださったので、この裁判はこういうふうに進めていくんだなというのがよく分かりやすかったです。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、次の話題に移らせていただきます。審理の内容の分かりやすさという観点から、検察官及び弁護人の立証活動について、率直な御意見、御感想を聞かせていただきたいと思います。ここでは、検察官と弁護人

とで分けてみたいと思います。まず、検察官の活動ですけれども、採用された証拠書類の取調べ、例えば現場の写真とか供述調書の朗読というのがあり、更に、証人や被告人に対する質問、最後に論告求刑といったものがあったと思います。皆様から見て、この点は分かりやすかったとか、ここは分かりづらかったとか、ここは改めた方がいいとか、御自身が担当された事件についておっしゃっていただきたいと思います。それでは、今度はちょっと順番を逆にしまして、5番の方からお願いしたいと思います。御担当された事件についての検察官の活動について、御指摘いただきたいと思います。お願いいたします。

(5番)

危険運転致死傷の事件が主になるんですが、正直先ほども言ったように先入観が多かった中で入ったんですけど、検察官が作ってくださったメモとか概要図というのがすごく僕的には分かりやすかったので、ああ、こういうふうにあおりという運転が始まったんだなというのと、報道機関で流れていなかったその詳細、細かいところというのを、より詳しく分かるようになったので、正直言って僕ふだん車を運転しないんで、こういうことだったんだなというのがよく分かりやすかったです。また、検察官が出してくださった高速道路の車種とか、いろいろ情報を時系列で出してくださったので、ここまで調べてくださったんだと思いつつ、本当に動画で見えて、ここまで調べているんだなというのですごく感心しました。正直とても分かりやすかったのが印象です。

(司会者)

ありがとうございます。5番の方が担当された事件については、1日目に検察官が請求した証拠書類の取調べが何度か休憩を取りながら行われたんですけども、合計で約4時間あったと思います。その4時間という時間で証拠調べが行われたことについて、どのように思われましたか。あるいは、その全て判断に必要な証拠だと思われましたか。

(5番)

そうですね。結局争点が、後々なんですけど、因果関係というのが争点になるんで、ここまで証拠を出さないといけないというのも、初日では分からなかったんですけど、2日目、3日目を通じて、確かに検察官がここまで出せば僕らも納得というか、ここまで調べているんだなというのがよく分かりました。

(司会者)

ありがとうございました。証拠の中には被害者の御遺体の写真とか、あるいは生々しい被害現場の写真などはあったんでしょうか。

(5番)

遺体とかはなかったんですけど、誰がどこにいたというのは部分的に写っているのはあったんですけど、実際その起こった当時のはちょっとなかったんで、生々しいのはなかったです。

(司会者)

今振り返ってみて、そのような写真はあった方が良かったと思いますか、それとも判断するにはそうでもないと思われたか、その点はいかがでしょう。

(5番)

実際僕らの評議の中でもあったんですけど、ぶつかって亡くなった方々がどこにいたのかというのが僕ら裁判員の中で分からなかったという、暴行していた時に、いろいろとあるんですけど、実際そこが出ていれば僕らも分かるのか、生々しいんですけど、決定づける証拠になっていたのかなというのも正直抱くところです。

(司会者)

あと、各事件の被害者の方、強要未遂の事件もありますけれども、被害者の方々に対する検察官の証人尋問、これについてはいかがだったでしょうか。声の大きさとか、証人尋問の意図とか、そういう観点から、いかがだったでしょうか。

(5番)

何かメモでくださったのを見ていて、それで分かりやすかったですし、あと提出してくださった道路の状況、あとどういう交差点かというのを見せてくださってい

て、それで検察官の方が証人尋問の時に話しをしていて。車がどうやって曲がろうとしているんだとか、どこで止めたんだかというのがすごく分かりやすかったです。あとどういう状況だったかというのが。

(司会者)

危険運転致死傷の残された方、被害者の方についても証人尋問が行われましたよね。この方については、いわゆるビデオリンクが使われたんですか。

(5番)

はい、そうです。

(司会者)

ビデオリンク方式による証人尋問については、何かお考えとか思いはございますか。

(5番)

最初始まる時は、実際やっぱり僕も、こんなのあるんだというのがびっくりだったんで、これもっとたくさんの人に知ってもらってもいいんじゃないのかなという、裁判でこういう方法もあるんだよというの、正直言ってそこは思いました。

(司会者)

今、もっと知ってもらってもいいんじゃないかと言ったのは、ビデオリンク方式というものが被害者の心情を配慮した、要するに公開の法廷にその場で立たないで済むような形で証人尋問を実施する方法だということを理解してほしい、そういう意味でよろしいですか。

(5番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。あと最後に、被告人質問では、弁護人の質問を受けた後で、検察官が今度は被告人に対して質問していたと思うんですけど、検察官の被告人に対する質問については何かお考えとか印象はございましたか。

(5番)

正直言って、何か裁判って、僕の中では、よくドラマとかで映っている状況がすごく先入観であったんですけど、そんな強く言うようなこともなく、何かある程度でもう線を引いて、もう言わないんだという感じで思っていたんで、こういうのが裁判なんだと、ちょっと正直言ってドラマの裁判と本来の裁判というのがちょっと自分の中で違ったんで、ああ、やっぱりそこら辺は守るんだというのは思いました。

(司会者)

ドラマでいうところの追及口調の検察官による被告人質問とか、そういうことを想像されたら、そういう意味でしょうか。

(5番)

そうです。

(司会者)

その方がよろしかったですか。

(5番)

いや、そこまでは、いいんじゃないのかなというのは。殺人ではなくて、やっぱり事故がメインの担当だったんで、多分殺人だったら殺人でまたちょっと違うのかなというのは思いますが、今回僕が担当したのはあくまでも事故、事件なんで、それはそこまで追及しなくてもいいんじゃないのかなというのは僕自身は思います。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、5番の方と同じ事件を担当した3番の方、検察官の活動について、まず御意見、御感想をお願いします。

(3番)

本当に分かりやすくてびっくりしました。私も会社員で、書類とか、本当に簡単なものを作りますけど、かかっている労力を思うと、本当にびっくりして資料を読んだりお話を聞いていました。朗読も本当に滑舌よくゆっくり話してくださって、

難しい言葉も使わないで、いかに裁判員が理解しやすいように気を使ってくださっているかというのが本当に伝わってきました。非常に優秀な方たちなんだなと思ってびっくりしました。

(司会者)

ありがとうございました。そうしますと、1日目に約4時間ぐらいトータルでは証拠書類の取調べがあったんですけども、飽きができることもなく、集中して聞いたという意味ですか。

(3番)

すごいなと思って聞いていました。分かりやすかったです。

(司会者)

検察官による証人尋問について、何か御印象とかありますか。

(3番)

特にあまり記憶には残っていないんですけども。

(司会者)

ビデオリンクについては、どのようにお感じになりましたか。

(3番)

スムーズにつながっていて、裁判長の方が、こういうビデオを用いた裁判というのは珍しいですよみたいな話もあったんで、そういったいろいろな機会に触れることができ良かったなと、良かったというか、言葉は悪いですけど、おもしろいなと思いながら見ていました。

(司会者)

ありがとうございました。論告についてはどのような印象を持ちましたか。

(3番)

分かりやすかったです。

(司会者)

5番の方はいかがですか。検察官の論告。

(5番)

分かりやすかったです、本当。すんなり頭の中に入ったんで、本当に分かりやすかったの一言です。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、4番の方、御自身が担当された事件における検察官の活動について、御意見、御感想をおっしゃっていただけますか。

(4番)

正直言いまして私も裁判の制度というのがあまり身近になかったものですから、本当にテレビ、小説、その中にあるようなものが前提で考えておりました、実際の本当の細かいところというのはどうなのかなと。やりながらいろいろちょっと勉強したという感じなんですけれども、実際に検察官の方が取調べを行ったり何だかんだする立場の方と、法廷に出られて論告をされたりする方というのが違うということで、その辺の引き継ぎというんですか、細部にわたっていろいろやられていると思うんですが、正直ちょっと何かぎこちないなという、こんな感じで検察官の追及がちゃんとうまくいくんだろうかというような感想を、何日目だったか忘れましたが、時々ちょっと不安な感じで見守っておりました。2人の方が交代でいろいろお話をされているんですけれども、ちょっと何か言い間違いをしたりだとか、何か被告人に質問している時でも、何か、えっみたいな、ちょっとそれは違うんじゃないのみたいな、何かそういうようなところが時々うかがえまして、ただ先ほど申し上げましたけれども、メモがしっかり作られていて、それに沿って論理的に話をされていたんで、その点に関しては良かったかなという具合に思います。あと、これも先ほど申し上げましたけれども、1日目の医師の供述、これがやっぱり最後まで重大な証拠として取り上げられたかな、あるいはすごく重かったかな。ちょっとなかなか法医学的な問題というのも難しさ、壁は感じましたけれども、やはりそれが大きな前提として審理が進んだのかなという具合に思いました。

(司会者)

ありがとうございました。ここ横浜では捜査を担当する検察官と公判を担当する検察官は異なると思います。4番の方がおっしゃった言い間違い、あるいはぎこちないなといった趣旨なんですけれども、事件を捜査した検察官は事件の内容とか証拠が頭に入っているけれども、実際に証拠を作っていない検察官である公判担当の検察官はちょっと事件が飲み込めていないと、そんな印象ということなんですか。

(4番)

そうですね。

(司会者)

それから、2番の方も先ほど御指摘がありましたけど、解剖医の先生の証人尋問は検察官が尋問するわけですけど、それは分かりやすかったことは分かりやすかったんでしょうか。

(4番)

検察官からの尋問に対して、お医者さんの方は的確に事実を述べられていたのかなど。それに関しては、特に違和感はありませんでした。

(司会者)

分かりました。あと、被告人質問では、まず先に弁護人が尋ねられて、その後検察官が聞くんだらうと思うんですが、この検察官の被告人に対する質問については何かお感じになったことございますか。

(4番)

ちょっと詳しくは忘れてしまいましたけれども、もうちょっと鋭く突いてもいいのかなど、割と優しいんだなという感じは受けました。

(司会者)

恐らくこの事件では、被害者の方、女性の方の首にひもが巻かれていたわけですが、その場に被告人もいたということは争いがなかったわけですね。ただ、その被告人がどのような行動をしていたのかが問題になっていて、多分解剖医の先生がおっしゃった殺害態様と被告人の話とは違うんだらうと思いますけれども、そ

こ辺りについての追及が物足りなかったと、こういう趣旨でよろしいのでしょうか。

(4番)

そうですね。要するに死人に口なしで、死んでしまった人に対して被告人がどのように関わっていたのかということで、誰も見ていない状況の中で、状況証拠でやっていくわけですけれども、お医者さんの法医学的な解剖結果というのがやっぱり最終的に大きな決め手になったのかなと思うんで、あとそれ以外の追及がどうだったのかな。もうちょっと何かこちら側としてはどんどん突いていってもらっても良かったのかなという感じはしました。

(司会者)

ありがとうございました。あと、検察官が行った論告求刑、これ時間にすると50分ぐらい予定時間があったようですけれども、4番の方から見て分かりやすい内容だったのでしょうか。

(4番)

そうですね。かなり長かったんですけれども、これだけの罪を犯しているわけですから、それは仕方がないなという具合に思いました。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、続けて2番の方、検察官の活動について、御意見、御感想をお願いいたします。

(2番)

この資料を見て、ここまでやるんだというのが率直な意見です。それで、パワーポイントもすごく分かりやすく作って、見せていただいて、こういう概要で事件は進んでいったんだというのがすごく分かりやすかったです。それと、写真、証拠写真がすごく決め手になったというのがありまして、やっぱり殺人現場のそのこの台所の写真にちょっと包丁が写っていたんです。その包丁がちょっと意見の決め手になったこともあったので、そういう写真等はすごく、もうちょっと必要だったのかなと思います。あと、ちょっと時間が経った御遺体だったので、ちょっとそういう

お写真は見れなかった、イラストだったんですけれども、背中の写真とか、どこに倒れていたという絵を、すごくそれも決め手になったので、もうちょっと詳しい感じの、絵でもいいんですけれども、写真が欲しかったなどは思います。

(司会者)

ありがとうございました。御遺体の写真そのものを見た方が良かったという思いですか、それとも今ちょっとおっしゃっていましたが、それはイラストで構わないと思いましたが。

(2番)

思ったより私大丈夫なんだというのをすごく思いました。イラストでも生々しいです、やっぱり。ちょっと首を絞められたとか、そういうのがあったんですけれども、思ったより私大丈夫だったというのがありまして、じゃ今時点では嫌だと思っただけで、その時点ではもっと詳しいことが、写真なり、知りたかったかなと思えました。

(司会者)

先ほどもおっしゃっていただきましたけど、解剖医の医師の尋問ですけれども、やはり最初の検察官の尋問もちょっと難しかったし、もうちょっと専門用語とか、間を置くなり、分かりやすくちょっと言葉を膨らませていただいたりとか、そういう思いはあったんですか。

(2番)

そうですね。やっぱり第1日目だったというのがすごく引っ掛かっています。もう何も分からずに、どうしていいか分からない状態の中に、ぱっと解剖医の先生が言うというのはすごく衝撃的ですし、本当にもうちょっと時間の、期間を置いてから解剖医の先生なり、こういう状況だったんですよとお伝えくださったら、冷静に聞いていたり見ることができたと思うんですけど、やっぱり1日目にそれを持ってくるということがすごくちょっと衝撃的だったかなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。あと、検察官の、そのほかにも強盗や恐喝などの被害者の証人尋問もあったと思うんですけども、そういった時の検察官の証人尋問はいかがでしたか。

(2番)

私やっぱり詰められるのが苦手なので、すごく、わっ、やっぱり検察官の人ってこういうふうに詰めてくるんだというのがすごくありました。4番さんもおっしゃったんですけど、もっと詰めたら良かったというのをすごくおっしゃっていたんですけど、私も詰めたらいいとは思っていたんですけども、それを苦手な私が見ると、私だったらもうどうしていいか分からなくなってパニックになるわというのがありまして、人それぞれで考え方は違うかなと思うんですけど、私的にはやっぱり検察官ってすごく詰めてくるんだとは思っていました。

(司会者)

ありがとうございました。論告求刑はいかがでしたか。

(2番)

そうですね。別に全然分かりやすくお話ししてくださったり、ゆっくりと分かるように話してくださったので、もうそれは分かりやすかったです。

(司会者)

論告メモという題名の配ったペーパーもあったかと思えますけれども、それも分かりやすかった。

(2番)

分かりやすかったです。もうここまでやってくださるんだというのをすごく感じましたし、分かりやすいように、裁判員の素人でも分かりやすいような感じで作ってくださっているのがすごくひしひしと分かりました。

(司会者)

ありがとうございました。それでは最後に、1番の方、御自身が担当された事件における検察官の活動について、御意見や御感想をお願いいたします。

(1 番)

主に説明された検察官の方は女性の方で、かなり若い方でした。裁判員のちょっと反応を見ながらというか、一人一人の顔を見ながらちょっと話しされていて、かつ資料は全部は読まないにしても、重要なところはポイントを押さえて読んでいると、すごく分かりやすかったと思いましたし、逆にちょっとあまりそこに傾き過ぎるのも僕の中ではちょっと怖いなと思ったので、説明は理解できるんですけど、それと逆で、弁護側の主張もちゃんと聞いた上で判断しなきゃいけないなと、逆にそう思わせたぐらいその人は上手だと思いました。分かりやすかったんですけど、証人尋問は被害者の知人に対してやったんですけど、あまり証人尋問やる対象の人がいなかったし、応じてくれる人がこの人だけだったと思うんですけど、あまり裁判に影響を及ぼさなかったのかなと思っています。被害者のお父さんは、証人尋問はなかったので、特段ここは影響なかったです。被告人質問に関しても、尋問の意図は分かったんですけど、結局私の裁判では最初から最後まで平行線だったので、尋問の意図は分かるんですけど、それから何か新しいものが出てくるわけではなかったと。結局初めに出された証拠、それを聞いて僕らがどこまで事実認定するかという、ただその1点に尽きたと思います。あまりないケースだと思うんですけど。なんで、分かりやすかったですと。検察官の活動で一つだけ、物証の中で位置情報とか、このところからは指紋は出たとか書いてあるんですけど、遺棄するところの位置情報しかなくて、じゃこれはマルともバツとも言えないなとか、そういうのが結構あったんで、何かそこら辺が、司法、こういう論証のやり合いの作法かもしれませんが、ちょっとそれは残りました。

(司会者)

今1番の方がおっしゃった位置情報の件なんですけど、これは被害者姉妹が住んでいたマンションから死体遺棄現場までの被告人の動きがGPS情報や何かで出てくるかどうかということについて、あるのかなのか疑問に思われたと、こういう意味でよろしいんでしょうか。

(1 番)

そうですね。かつ遺棄したところの情報は出ているんです。被告人側が主張した業者が現われて、途中で被告人を降ろしてとかいうところもあるんですけど、じゃそれ、いつにやったのか、その位置情報ってあるんだろうかを見ると、検察側の、もちろんどっちともなくて、ちょっとジャッジできないというところなんで、そういうのがあると非常に、探したけれども、なかったのかというところまでちょっと欲しいなと思いました。

(司会者)

そこ辺りの経緯が分からないから、調べたけど見つからなかったのか、調べていないのかがよく分かんないままという、そういう意味ですか。

(1 番)

そうです。

(司会者)

御遺体を解剖された医師がいると思うんですけども、その方の供述調書というのはあったんですか。あるいは、鑑定書みたいなのは。

(1 番)

鑑定書、ちょっとごめんなさい、覚えていません。

(司会者)

頸部に圧迫を受けてお亡くなりになったということは、証拠があったと思うんです。その意味で、どのような形で亡くなられたのかということについて・・・。

(1 番)

それはありました。

(司会者)

そういう解剖を担当した医師の証人尋問をしたらよかったとか、それは今回は要らないんだと思ったとか、その辺の御感想はありますか。

(1 番)

結論から言うと、あってもなくてもそんなに影響はないかなと思います。逆に、僕が思ったのは、トランクに入れられて、じゃその閉めたところから指紋って出てきたんですかという点に関しては検察側も、また同じですよ。もう何も出されていないから、どうだったんだろうとか、肝心なところでちょっと欲しいのが、あったのかなかったのかが分かんない。逆に言うと、そういうちょっと抜けたところをうまく弁護側がストーリー立てているのかなというちょっと推量もできたりして、というのは結構ありました。

(司会者)

恐らくですけれども、指紋が仮に出たとしたら、多分検察官は証拠請求していると思います。だから、指紋は調べたけど、出なかったという可能性の方が強いのかもしれない。結局証拠はないという扱いしかないということでは御納得はいただいているわけですよ。

(1番)

そうです。

(司会者)

ありがとうございました。1番の方、検察官の論告についてはどのようにお考えになりましたか。

(1番)

そのとおりだと思います。

(司会者)

内容は分かりやすかったということによろしいですか。

(1番)

そうです。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、今度は弁護人の方の法廷での活動について、御意見、御感想を伺いたいと思います。弁護人の活動としては、証人尋問とか被告

人質問、あるいは証拠書類をお出しになって取調べが行われたかもしれません。そして、検察官の論告に次いで弁論があったと思います。皆様から見て、弁護人の法廷における活動について、この点は分かりやすかったとか、ここは分かりづらかったとか、あるいはここは改めた方がいいとか、御自身が担当された事件についておっしゃっていただきたいと思います。まず、5番の方、いかがでしょうか。弁護人の活動です。

(5番)

証人尋問に関して抱いたのが、5日目なんですけど、先ほど3番さんもおっしゃっていたように、被告人の親族の方に対しての証人尋問が、それが果たして弁護人の方に対して利益になるのか、被告人に対して利益になるような時間だったのかなというのが正直話しして思いました。先ほど3番さんもおっしゃっていたように、打合せとかって何かしているのかなというのを、話ししている最中でも抱きながら聞いていました。被告人質問に関しては、同じく5日目の時も、正直言って質問というよりもちょっと、これも利益になるかならないかという話になっちゃうんですけど、何か逆にちょっときつい口調で言っているのかなというのが、僕個人の意見なんですけど、被告人がいろいろと、報道機関にも出ちゃっているんですけど、やったことに対してちょっと問い詰めるような時間があって、それって果たして弁護人の方に対して結果として利益になったのかなと思うと、僕が聞いていた感じでは、そうは思わなかったです。弁論については、先に検察官の方の論告を聞いて、それで被害者の方の心情の陳述を聞いてから聞いたんですけど、ちょっと個人的に抱いたのは、ちょっと早口で、検察官の方の論告がすごくゆっくりで、抑えていたのに対して、弁護人の方の弁論が若干早口に聞こえちゃって、訴えているのがちょっとよく分かりづらいというのが正直、メモをいただいて見ていきながら、ちょっと抱いたところでした。

(司会者)

ありがとうございました。では、3番の方はいかがでしょうか。弁護人の活動に

ついて、御意見あるいは御感想をお願いいたします。

(3番)

正直検察官の方に比べると、専門用語が多かったりとか、資料もちょっと簡素だったりして、分かりやすかったとはちょっと言いにくいところもありました。ただ、世間の目とかがもう明らかに被告人に対してちょっと厳しいものがあつた裁判の中で、つらい立場なんだろうなと思いながら見ていたんですけども、そういった中で最後の弁論ですか、法解釈の正しいと思うところについて堂々と大きな声で読み上げられていて、プロなんだなと思いました。あと、被害者の方の親族の方がビデオリンクで出られたりしたんですけど、未成年だったりしたので、非常に優しく質問とかされていて、配慮を感じました。

(司会者)

ありがとうございました。被告人に対して弁護人が厳しい口調で質問するというか、追及するというのが、それをして、被告人の反省の言葉を引き出そうとしたとか、そういう意図というのは感じられましたか。そうでもないんですか。

(3番)

普通に、結構、どちらかというとなんと弁護人の方は法解釈を問題にされている感じだったので、事実とかについては被告人に味方するというよりは、普通に私たちが持つような感情で質問されているなという印象を受けました。

(司会者)

5番の方、いかがですか。

(5番)

同じく、そうですね。特に被告人がうまく、覚えていないということは正直言ってこの僕たちが担当した裁判で多かったのですが、弁護人の方も争点に対して弁護しづらいところというのはやっぱりあつたのかなというのは見ていて思いました。

(司会者)

ありがとうございました。それでは、4番の方、今度御自身が御担当された事件

の弁護人の活動について、御意見あるいは御感想をおっしゃってください。

(4番)

多分ベテランの弁護人の方だと思うんですけども、非常に私たちの方をじっと見ながら語られるという感じで、あれは弁論の時でしたか、自分の席を立たれて、中央に来て、一人一人の裁判員を見ながら、切々と無実なんです、無罪なんですというようなことを訴えたというのが正に劇場型というか、そういう手法があるんだな、すごいなという具合に思いました。ただ、これも人の受け止め方によるんでしょうけれども、私的には、逆に何か引いてしまうというか、あまりにも心情的な訴え掛けであって、じゃ事実はどうなんだろう、それは揺るがないんじゃないかなみたいな気持ちでやっぱり聞いてしまいました。それから、いろいろな証拠の中で映像を見せられたんですが、殺人に関して殺意はなかった、常日頃からそんなことをする状況ではなかった、エレベーターの中で仲よくしている写真だとか、それから、殺された女性の方が最初に包丁を振り回して、被告人の胸を刺したとか、実際に法廷の中でその状況を、こうやって脱いで見せたりなんていうのがあったんですけども、そんなのはないだろうなというような感じでいました。弁護士としては検察官が言ったことを覆す、否定するというスタンスなんだろうけれども、ちょっと事実関係的なもの、かなり過去の事件だったということもあるんでしょうけれども、何か資料不足というか、何か気持ち的なものだけで迫っているような感じがして、もうちょっと客観的なものが与えられなかったのかなという感じでは見ていました。

(司会者)

ありがとうございました。ちょっとパフォーマンスがやり過ぎだ、そんな印象ですか。

(4番)

まあそういう方なんだろうな、そういうスタイルなんだろうという具合には思っておりましたけれども。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方はいかがでしょうか。弁護人の活動についてのコメントですが。

(2番)

4番さんがおっしゃったとおり、パフォーマンスがすごくあって、やっぱり弁護人ってパフォーマンスするんだというのは正直言って思いました。でも、いろいろ聞いていくうちに、あっ、これはもう有罪は確定なのに無罪を主張しているから、情に訴えるしかないなと思ってそのパフォーマンスをするということと、あと証拠写真、エレベーターの中でキスしている写真とか、愛し合っている二人がこういうことになってしまったよということをおっしゃられるので、情に訴えるしかなかったのかなという、ちょっと過剰が過ぎたのかなと思っていました。やっぱりもうちょっと簡素な感じで、写真とかも要らないのかなとは思いました。

(司会者)

ありがとうございました。4番、2番の方が担当した事件の弁護人の弁論のライドにはエレベーター内で女性と男性がいてキスしているようなシーンが張り付けられているわけですがけれども、お二方から見ると印象はあまりよくなかったというか、そんなことですか。

(2番)

何かわざとらしいなと思いました。

(4番)

それだから何なのという感じで。

(司会者)

要はもうちょっと客観的な証拠に基づいて主張してほしかったという、そういうことなんですか。

(2番)

そうですね。でも、あの状況ならもうそれしかなかったのかなとはすごく仕事な

がらに思いました。

(司会者)

ありがとうございました。それでは最後に、1番の方、御担当された事件についての弁護人の活動についてはいかがでしょうか。

(1番)

さっきから申し上げているように、ちょっと平行線の内容だったので、初めに弁護人からの説明を聞くまでは当然予想もしないストーリーだったんです。それを最後まで貫き通したので、本当に、そうせざるを得ないんですけど、この人はすごいなと正直思いました。当然物証もなかなかなくて、かつ検察官側の主張を退けるようなものも当然なかなか出せなくて、その隙間を縫うようなロジックを立ててきて、それを全力でそこで述べられると。それをどこまで認定するかは別なんですけども、その姿勢はすごいと思いました。言っていることも分かりますし、言っていることが、そんなこと絶対ないよとちょっと正直思うんですけど、やっぱりそれでもちゃんとストーリー立てて持ってきて、被告人の無罪主張に少しでもなるようにというのは、ちょっと正直すごいと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。裁判員としては、検察官の主張がそうなのかなと思いつつも、弁護人の主張にもちゃんと耳を傾けなければなという思いがあって、一生懸命聞いていたつもりだという御趣旨に聞こえましたけど、そういうことでよろしいでしょうか。

(1番)

そうですね。検察官側の主張の中でも、動機とか、計画性とか、強い殺意とか、ちょっと若干、はてなと思うところもあったんで、そこは評議の中でいろいろと検討したんですけども、そう思いつつも弁護側の主張も、ここは丸だな、ここはどうなのというのはちゃんと聞かないといけないと思ったので、先入観はどうしてもあるんですけども、ちゃんと聞いているようにしました。

(司会者)

ありがとうございました。では、ここで現職の検察官、弁護士の方から経験者に対して御質問等ございましたらお願いしたいと思います。まず、鈴木検察官、どうぞ。

(検察官)

先ほど証拠があったのかなかったのかが分からないというようなお話があったので、どこまでの証拠をこちらにも出すべきかというのをいつも考えてはいるんですけども、たくさんあり過ぎても惑わすだけというか、絞らないと焦点が見えないんじゃないかというふうに考えているんですが、やはりその辺は、あったらあつただけあって、評議の中で判断したいというような御意見の方が多いかどうかというところをちょっとお聞かせ願えればと思います。

(司会者)

いかがでしょうか。多分鈴木検察官の御質問の前提として、必要最小限度のものは必ず出していますよと。その上で、必要とまでは言えないけれども、こういう手持ちの証拠もあるというものについてもなるべく裁判員の人にも見せた上で御判断いただいた方がいいということをお考えか、それとも証拠があまりたくさんあっても、直ちに必要だというんじゃないんだったら、そこまでは要らないとお思いなのか、そこ辺りのお考えとか印象をお答えいただきたいと、そういう趣旨でよろしいでしょうか。

(検察官)

はい、よろしく申し上げます。

(司会者)

いかがでしょうか。どなたでも。

(1番)

多分今言われた考えで出されてきていることは、大体想像できました。多分膨大になることも分かっていますが、評議の中で、じゃこういう可能性はどうなんだ

ろうといったときに、もしそれを見付けられたらそこで消せるので、ちょっと現実可能性がどこまであるか分からないんですけど、僕個人的には、出してよほど不利にならない限り、いいんじゃないかなと思いました。

(司会者)

ほかの方はいかがでしょうか。4番の方，どうぞ。

(4番)

やっぱり分かりにくいというのがすごくありました。もうちょっと決め手というか、そういうものはこちらに見えるような形で出されたらいいのかなということで、何となく言葉だけで、簡素な絵とか写真だけで判断しろと言われても、非常につかみようがないというか、決定打に欠けるというか、ただ先ほどもお話がありましたけれども、あまり生々しいところまで出されるのもちょっと抵抗がありますし、その辺はちょっと難しいんですが、私はたくさんあった方が判断しやすいんじゃないかなという具合に思いました。

(司会者)

ほかの方はいかがでしょうか。5番の方，どうぞ。

(5番)

僕たちが担当した裁判だと、危険運転致死傷の東名高速なんかの検察官が提出された証拠で、ちょっと何台かまでは覚えていないんですけど、たくさん車が通った、どなたが乗っていて、どういうことをおっしゃってくれたとか、いろいろ証拠を出してくださったんですけど、僕たちが担当した裁判の証拠ではすごく分かりやすかったです。だけど、今検察官の方がおっしゃったように、もし、例えばの話、もっと証拠があるんだったら欲しいかなというのが、僕の個人的な意見です。それで、先ほど1番さんがおっしゃっていたように、それでこっちの方で、この証拠は、じゃあとこういうふうにと判断できるので、材料があればこちらは欲しいかなというのは僕個人的には思いました。

(司会者)

ありがとうございます。恐らく裁判員裁判になるような事件の証拠というのは膨大でありまして、殺人絡みの否認事件だったらロッカー1個分とか、全部の記録だったらそれぐらいになるわけですね、鈴木検察官。

(検察官)

そうです。それ以上のことはさらにあります。

(司会者)

ですから、それをセレクトして青色のバインダー1冊分とかに凝縮するという作業も大変なものなんですけれども、もしも決め手となるようなものがあれば当然検察官は請求したはずということは言えるんですよね。

(検察官)

はい。

(司会者)

ただ、要するに弁護人が取調べに同意をしなければ、ほかの立証方法を考えるという構造なものですから、周辺領域として裁判員の方がどのようなものを欲しがっているのかとか、こんなのあれば振り返ってみれば良かったなというのはなかなか裁判員の方も御感想として言うのは難しいんだろうなと思うんですけれども。一つあるのは、どのような経過で捜査をしたのかとか、捜査上これは、ここまではできたけど、それ以上はできなかったというのをもうちょっと表してほしいとか、そんなことなんでしょうか。

(1番)

そのとおりです。調べたのか調べていないのかすらちょっと見えないので、そこはちょっと正直あるといいなと思いました。

(司会者)

1番の方の事件だと、先ほども出ましたけど、被害者が住んでいたマンションからの被告人の足取りというものについて捜査して、死体遺棄現場にはあったということのようですが、その途中のところについて、防犯カメラの画像とか、GPS

機能による捜査とか、そういうのはどこまでやっていたのかというのをちょっと知りたかったと。

(1番)

そうですね。

(司会者)

ほかにも何か知りたかったというのはございましたか。

(1番)

さっき言われたように指紋も、調べたけど、出なかったのかというのは、じゃ出なかったんだったら、この人が首を絞めたんだったら、じゃ指紋が出ないように絞めたのか、そういうふうに行った後で指紋を拭いたのかと、またちょっといろいろ推測ができるので、何かそういうのがあればと思っています。

(司会者)

多分警察の指紋採取、あるいは指紋を鑑定する方の説明があつたら、指紋というのはなかなか出ませんよとか、一致するのもないですよとか、そんな話を聞いたらちょっと良かったかもしれない、そんなことですか。

(1番)

そうです。

(司会者)

4番の方はいかがでしょうか。やっぱり現場の写真がもうちょっとあつた方がいいという印象なんですか。

(4番)

そうですね。大分何年も経っているわけですので、限りはあるかと思うんですけども、やっぱりかなりイラストなんかから想像するとこうなるみたいな、ひもの跡からするとやっぱりこうだろうなというような感じで、正直ちょっと判断に苦しんだ感じはありました。

(司会者)

2番の方も先ほど、もうちょっと写真とかあった方が良かったんですか。

(2番)

先ほども申したとおり、写真とか、あともうちょっと部屋のアップとか、包丁が決め手になったというのもあったので、そういう感じのアップの写真、それとあとイラストなんですけれども、御遺体の後ろのファスナーが開いている場面があったので、そういうもうちょっと詳しい感じの写真やイラストだけでいいんですけれども、素人が見て分かりやすいような写真がもうちょっとあったら良かったかなとは思いますが。

(司会者)

ありがとうございました。鈴木検察官、ほかに、あるいは今のことに関して何かございますか。

(検察官)

参考にさせていただいて、写真など、やはり見て分かりやすいというのが望まれているというのはよく分かりましたので、ちょっと今後そのような視点で、もうちょっと厳選してみたいなと思います。ありがとうございました。

(司会者)

それでは、伊藤弁護士、どうぞ。

(弁護士)

弁護士の伊藤です。経験者の皆様から弁護人に対する厳しい御意見いただきまして、各弁護人には重々申し伝えておきたいと思っております。私からの質問なんですけれども、1番さんと2番さんでしたか、双方の冒頭陳述を聞いたところで争点は大体理解できたんですけども、その後すぐに審理が、証拠調べが始まってしまって、理解が追いつかないまま初日が過ぎてしまったというような御趣旨の発言があったかと思いますが、私の理解は合っていますか。

(1番)

正直言って概要は分かりました。ただ、争う論点が1日目の段階ではちょっと見

えていなかったのですが、ただぼんやり聞いていたという感じです。

(弁護士)

2番さんはいかがですか。

(2番)

1日目に、午後だったと思うんですけども、いきなり、先ほども申したとおり、解剖医の先生が説明されたということがあまりにもショックな、ここに立つということにどきどきしているのに、またそれで経験したことのないことを言われたり聞いたりすると、話の内容は分かるんですけども、解剖医の先生はもうちょっと後からにした方が落ちついて聞けたのかなとは思っています。

(弁護士)

例えば冒頭陳述が終わったところで少し長目の休廷の時間があって、これからどんなことが始まるのか、どんな証拠が出てくるのか、どういうところが争点なのかというのを裁判官と一緒にみ砕いて理解する時間が多少長目にあった方が良かったというような御感想はございませんか。

(1番)

それはあります。それでポイントを説明してもらって入ると、多分少しは入ったのかなと僕は思いました。

(弁護士)

2番さんはいかがですか。

(2番)

やっぱり1日目はもうこっちはパニック状態なので、1日目はもっと穏やかな感じで過ごしていきたいなとは思っています。

(弁護士)

私が審理予定を組むわけではないんですが、今後の参考にさせていただければと思います。どうもありがとうございました。

(司会者)

2番と4番の方が担当した事件のスケジュールを見ますと、確かに1日目の午後には解剖医の先生の証人尋問でずっと5時近くまで組まれていて、その翌日に第2回公判が開かれた時は、先ほどお話に出た国外にいる被告人を迎えに行ったというか、捕まえに行った警察官の尋問があったということで、検察官の立証が大体終わりで、今度弁護人の反証ということになってしまったんですけれども、例えば国外へ行った警察官の尋問を1日目にして、ちょっと間をあけて、解剖医の先生を2日目に回すとかいったら、ちょっと違っていませんか。

(2番)

すごく違っていたと思います。気分的にも、こういう経緯で、5年も経っている事件なので、こういう経緯で連れてきましたということを書いてから事件の概要を説明していく段階にした方が、こっちも構えることができますし、1日目からもうそういうことはちょっと避けていただきたいなとは思っています。

(司会者)

4番の方はいかがですか。今ちょっと思いつきで申し上げましたけど、最初に国外にいる被告人を迎えに行ったという警察官の方の尋問をやって、解剖医の証言は非常に重要だったと4番の方もおっしゃっていましたが、それを2日目に回してしまうという順番。

(4番)

全体を通じて、やはりこの医師の証言というのが非常に大きかったなという具合に思います。それが本当に何かわけの分からない1日目で、強烈なインパクトで来たものですから、それが良かったのかもしれないんですが、もうちょっと落ちついた状況で聞ければ、なお詳しくのみ込めたのかなというやっぱり思いはあります。

(司会者)

ありがとうございます。弁護士会では、弁論とか冒頭陳述を証言台でやるかどうかについては、どのような今流れなんでしょうか。

(弁護士)

日本全国の弁護士会で作っている組織で日弁連というのがありまして、その刑事弁護センターの方では推進をしているというふうに理解はしております。ただ、採用するかどうかは個々の弁護人次第でしょうかね。

(司会者)

ありがとうございました。平成21年、裁判員制度が施行された直後は、検察官も弁護人も証言台の前で冒頭陳述を行うというスタイルが非常に多かったと記憶しています。論告、弁論も同様です。今現状として、検察官は多分検察官席でそのまま言われる方の方が多い、圧倒的に多いだろうと思います。弁護人も弁護人席で言われる方の方が多いんですけれども、中にはやっぱり証言台でおっしゃる方が何人かいらっしゃるなという印象なんですけれども。

(弁護士)

そうですね。

(司会者)

伊藤弁護士は、証言台の前でなされたことってあるんですか。

(弁護士)

いえ、私はありません。

(司会者)

証言台でやった方が説得力が増すとか、そんなお気持ちはないのでしょうか。

(弁護士)

どこでやるかによって説得力が変わるというふうには私は考えていないんですけれども。

(司会者)

ありがとうございました。それでは次に、法廷での審理が終わりますと、評議と言われるものに入りますが、裁判員の方と裁判官とで話し合いをなされたわけです。守秘義務の問題がございますので、ここでは御自身も含めてどのような発言をしたとか、どのような議論の流れであったとか、あるいは結論はどのように決めた

のかということとはちょっと伏せていただきたいと思います。そこで、お尋ねしたいのは、ちょっと抽象的なお尋ねなんですけれども、評議は話しやすい雰囲気だったか、あるいは十分な議論はできたか、この点について、今から振り返って、御感想をいただければと思っております。まず、1番の方にお尋ねします。評議は話しやすい雰囲気だったのでしょうか。また、十分な議論はできたのでしょうか。

(1番)

裁判官の方が、初めに、評議に入る前にちょっと軽くアイスブレイクを必ずされて、それから入ったりして、若しくは発言があまりない人には、どうですかとちょっと言ったりされていて、非常に話しやすい雰囲気を作るようにされていたのがすごく印象に残っています。十分な議論はできたと思います。その日、その日で話すポイントをまず説明されて、ここまで絞れたから、次はここですと、じゃ、明日はこれをやりましょうという、ファシリテーションがうまいなと非常に思いましたので、私は評議についてはすごく良かったし、やっぱりこの評議こそが裁判員制度なのかな、真髓なのかなと思って、非常に良かったと思っております。

(司会者)

ありがとうございました。2番の方、いかがだったのでしょうか。評議は話しやすい雰囲気だったかどうか、あるいは十分な議論はできたと思われるかどうか、お願いいたします。

(2番)

裁判官の方がものすごく話しやすい雰囲気を出してくださって、私もこういう話、討論というのは好きじゃなくて、苦手なんですけれども、こんなことを聞いてもいいのかなと思うことも話しやすく導いてくださったり、分からないことは裁判官の方が丁寧に、簡単に教えてくださったので、疑問点もなく、評議できたと思います。

(司会者)

ありがとうございました。では、4番の方、同じ事件を担当されたということで、いかがだったのでしょうか。

(4番)

非常にやりやすかったです。私の印象としては、裁判長と2人の裁判官の方が非常にコンビネーションがよくて、役割分担されていたのか、偶然にそうなったのか分からないんですけども、非常に落ち着かせていただいているな、気を遣っていただいているなという印象で、審議の中でも、まず私たちの意見を引き出してくれる、それに対して裁判官としての意見を添えるみたいな形で、それもうまく、対立的な意見も出されたりで、全体がうまく審議が深まるような形に持っていかれていたんじゃないかなという具合に感じました。いろいろな報道等で、こういう裁判員制度の問題として、裁判員はやっぱり素人だから、裁判官の方で誘導しているとか、何かそういう具合の感想を出されている人もいるんですけども、私としては全くそういうことは感じずに、最後の量刑の判断のところでも、全く素人なんで、どうしたものかと思っておりましたが、やはり過去のいろいろな実績を踏まえて、最終決着を見たのかなという具合に思いましたんで、非常に全体を通じてやりやすかったという印象はあります。

(司会者)

ありがとうございました。では、3番の方、お願いいたします。

(3番)

とても話しやすい雰囲気でした。裁判員6名と補充の方2名と裁判官3名でずっと過ごしたんですけども、休憩には全然関係ない雑談を裁判官の方がしてくださって、和やかな雰囲気を作ってくださっているんだなというのをひしひしと感じました。何か疑問に思ったことは率直に口に出せる雰囲気でした。裁判員も本当にリラックスして評議に参加することができました。

(司会者)

ありがとうございました。では最後に、5番の方、いかがでしょうか。

(5番)

評議の中で、3番さんの方もおっしゃっていたように、裁判官3名の方がすごく

いい雰囲気を作ってくださったのもあり、僕ら裁判員6人、補充裁判員2人、計8人、意見を言いやすい環境で過ごせたなというのが率直な意見です。やはり何か世間的には裁判官メインでやっているというふうに思われがちかもしれないんですけど、僕らの中では裁判員が逆に意見を言い合って、それで裁判官の方が集約してくれてというふうに、裁判官の人たちは僕ら裁判員をうまく引き出してくださったので、すごく評議も充実した時間を過ごせたなと思っていますし、また選任された裁判員6人と補充裁判員2人、計8人でやれたというのはすごく充実した2週間で過ごせたなというふうに思いました。

(司会者)

どうもありがとうございました。では、中川裁判官の方で何か御感想なり、お尋ねになりたいことがあれば。

(裁判官)

評議の話でお褒めの言葉をいただきましたが、もっと話しやすい雰囲気を作り、もっと積極的に意見を述べていただき、もっと充実した議論をするために、裁判官、裁判所に求められていることはどんなことだろうと思っているんですけども、こういうことがあれば更に良かったということがあれば、是非お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(司会者)

振り返ってみて、充実していたと、あるいは楽しかったというお言葉もありましたけど、私自身は、その楽しかったというのは、真面目にやっている中で非常に興味が湧いたということで、いいお言葉じゃないかと思っていますけれども、更にこんなことをやってもらえたら良かったのにとかいう御要望があれば、是非ともおっしゃっていただきたいという趣旨だと思います。いかがでしょうか。

(2番)

そうですね。こんなことをやってもらいたいなというのは、私、選任された時にやっぱり周りに聞いたんです。裁判員やったことある、来たことある、封筒来たこ

とあると。誰もいなかったです。その方も、知り合いにもいると聞いても、誰もいなかったなので、本当に来るんだ、封筒って本当に来るんだというのが皆さんのおっしゃる意見で、私も本当に来たんだ、しかも私にとというのがすごくあったので、生の声が聞きたかったです。裁判所のホームページを見て、こういう議論とかの書類は載っています。載っていますけど、こういう生の声というのがすごく聞きたかったな。裁判員をやったことのある方から直接聞いたりしたら、ちょっと安心できて臨めたかなと思っています。だから、やっぱり生の声、裁判官の方が出張でいろんなところに行って話すのはいいんですけど、経験者の体験を生で聞くというのはとっても必要だなと思いました。私もホームページか何かで裁判員のやった経験のある方というのをちょっと検索したんですけど、やっぱり画面上では何かうそ臭いというのがすごくあったので、生の声というのは必要じゃないかなとは思っています。

(司会者)

ありがとうございます。広報活動で裁判所も、今年は裁判員制度10周年ということで、今おっしゃった出前講義などなど活動に力を入れているんですけども、更に努力してまいりたいと思っております。ほかの方、いかがでしょうか。何かここはあったらいいなとか。どうぞ。

(1番)

すみません。高等裁判所の結果を聞いてちょっと僕は思っていることがあります。量刑の判断をするとき、多分過去の事例とかをその場で見てやると思うんですけど、どういうときがというのがもうちょっと何か前知識としてインプットできたら良かったのかなと思っています。ちょっと僕がびっくりしたのは、当然それぞれの主張、かつ判決だけかと思ったら、評議の内容まで、あれは当然高等裁判所に行くんですよね。評議の内容というか、行かないんですか。

(司会者)

行きません。

(1番)

行かないんだ。

(司会者)

はい。

(1 番)

差し戻しの理由で、何か検索条件がどうのこうのと書かれて、今振り返ると、過去にあった同じような事件でどういうふうな、見せてはもらったものの、何かもうちょっと広い範囲で見れる、かつシステムのにもうちょっと見やすいのなのかなとはちょっと正直思いました。

(司会者)

ありがとうございました。評議の中でどのように、いわゆる量刑検索システムが使われたかというのは、これは皆様と同様に裁判官も守秘義務を持っていますので、外に漏らすことはありません。ですので、判決が全てであります。ですから、担当された高等裁判所の裁判官に評議の内容が行くということはありません。ただ、判決書の中で、私もそうですけれども、どのような量刑グラフの検索条件を基礎とした上で皆さんと話し合ったのかということは表しています。そして、それに基づいて高等裁判所の裁判官が事後的判断としてそれが是認できるかどうかを考えていくという構造になっているという理解ではおります。ほかにどうでしょうか。よろしいでしょうか。

(裁判官)

貴重な御意見いただきましてありがとうございました。

(司会者)

鈴木検察官、伊藤弁護士の方から何かお尋ねになりたいことございますか。

(検察官) (弁護士)

いえ、ございません。

(司会者)

それでは、ちょっとお時間が足りなくなってきましたけど、報道機関の方いらっ

しゃっています。何かお尋ねになりたいことがございましたらどうぞ。

(テレビ神奈川)

今日は、貴重なお話伺いまして、ありがとうございました。伺う中でちょっと気になったのが、テレビとか新聞とか、評議中にかなり今回の事案については話題になった事案が非常に多いと思うんですけれども、そういうものを実際に見られていて、それに対する世論みたいなものとか市民感情的なものもかなり沸いたものがあったと思うんですけれども、そういうものを聞いたり見たりする中で揺れる部分があったのかどうかというところと、あとまた逆に皆さんでいろいろ言っている中で、そういうものに対してちょっと過熱報道であったりだとか、何か言いたいこととかがもしありましたら、そういったところを感想教えていただきたいです。

(司会者)

皆様が担当した事件は多分先ほど一番最初に傍聴者の列の流れを御覧になったとか、そういうお話ありましたので、審理中にそのような報道というものは意識されましたでしょうか。そこ辺りは、いかがでしょうか。気になったという人いらっしゃいますか。1番の方はない。

(1番)

私はない。

(司会者)

2番の方は。報道はされているなという意識はあった。

(2番)

ありましたけど、ないです。

(司会者)

4番の方は。

(4番)

私も裁判長からその辺は言われましたので、あえて見ないようにしていました。

(司会者)

3 番の方は。

(3 番)

見ましたけど、審議に影響することはなかったです。

(司会者)

5 番の方は。

(5 番)

私もニュース、報道機関では見ていましたけど、それはあくまでもプライベートな自分であって、裁判員としての自分では全く情報としては入れていない形で評議に入りました。

(司会者)

ほかはよろしいでしょうか。それでは、裁判員経験者の皆様、本日はお忙しい中、長時間にわたりまして御協力いただきましてありがとうございました。本日皆様からいただきました貴重な御意見、御感想に基づき、今後も、よりよい運用に役立てたいと思っております。それでは、これをもちまして意見交換会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

以 上